

平成24年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の方、今年度中に65歳になる方へ

介護保険料は、今後見込まれる介護サービス提供量をもとに、3年ごとに見直しを行い決定しています。

佐井村では、これまでの施設整備や要介護認定者数の増加などによる介護給付費の増加が見込まれることから、平成24年度から平成26年度の介護保険料を昨年度に比べ増額し下表のとおりとしました。

介護保険料は、世帯の村民税課税状況や前年の合計所得金額などにより決まりますので、世帯が同じでも介護保険料が異なる場合があります。

詳しくは6月上旬に送付する介護保険料決定通知書をご確認ください。

■所得段階別の年間保険料

所得段階	対 象 者	保険料（年額）
第1段階	- 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 - 生活保護受給者など	25,800円
第2段階	市町村民税世帯非課税で、合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の方	25,800円
第3段階	市町村民税世帯非課税で、第2段階対象者以外の方	38,700円
第4段階	市町村民税本人非課税者など	51,600円
第5段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が190万円未満の方	64,500円
第6段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が190万円以上の方	77,400円

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：宮澤

身体障がい者巡回診査および更正相談を実施します

身体障がい者巡回診査および更生相談を、下記の日程で行いますので、受診を希望される方は、6月25日(月)までに役場住民福祉課へお申し込みください。

※現在、病院へ受診などで通院されている方は除きます。

実施月日	実施場所	診査科目	受付時間
7月3日(火)	下北文化会館2階	聴覚障害	午前9時20分～午前10時50分
7月9日(月)	むつ市民体育館	肢体不自由	午前8時～午前11時

※診査および相談時間 午前9時30分～正午

●持参するもの

1. 身体障害者手帳（所有している方のみ） 2. 印鑑

●対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とする方
- ②市町村、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室から身体障害者手帳の再認定が必要とされた方
- ③身体障害者手帳の障がい程度および等級に変化があり、変更を必要とする方
- ④義肢・装具などの補装具（電動車いす・人工喉頭は除く）の交付、再交付または修理を必要とする方
- ⑤生活・医療・施設入所などの相談を希望する方

（注）1. 脳卒中など発病後3ヶ月未満の方は除きます。

2. 身体障害者手帳の診査については、症状などによってその場での判定が困難な場合は、医療機関を利用していただくことになります。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：葛野